

障害者自立支援対策臨時特例交付金に関するQ & A
(福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分)

複数事業所連携事業

問1 コーディネーターを、県社協、経営協、各種施設協議会等に設置することは可能か。また、コーディネーターの例示として「社会福祉士等」とあるが、福祉に関連する公的資格が条件であるという趣旨か。

(答)

- コーディネーターは、都道府県が適当と認める団体に委託することができることとしており、設問のような団体に委託することは可能である。
- また、コーディネーターは、事業所への働きかけや調整、アドバイス等の機能を担うものであり、例示として社会福祉士を掲げているが、これを要件とするものではない。

問2 県がこれまで実施してきたキャリア開発を行うための研修について、本事業の対象として差し支えないか。

(答)

- 現に自治体負担の下で実施されてきた研修は、本事業の対象外となる。
- なお、複数の事業所等が行う合同研修の一環として、外部の研修を活用する場合には、本事業の対象になり得る。

問3 コーディネーターの設置を都道府県社会福祉協議会等に委託する場合において、当該コーディネーターは、専従でなく兼務でも良いか。

(答)

- 可能である。ただし、職員本来の給与と本事業にかかる賃金を明確に区分する必要がある。

問4 同一法人の複数施設・事業所によるユニット形成は可能か。

(答)

- 同一法人が設置する施設・事業所のみで单一のユニットを組むことは適当でない。

問5 事業所と養成施設でユニットを構成することは可能か。

(答)

- 本事業の趣旨に照らし適切に実施されると認められる場合には、可能である。

問6 本事業を実施する際、必ず5施設以上でユニットを組まなければならないか。

(答)

- 本事業は、原則、5以上の事業所等からなるユニットにより、ネットワークを形成し、共同で活動を行うこととしている。
- ただし、近隣の事業所等が限られているなど、5以上の事業所等からなるユニットを組めない事情がある場合は、本事業の趣旨に照らし適切に実施されるものと認められれば、5未満であっても複数事業所等によるユニットを対象として差し支えない。

問7 1ユニット中に参加要件を満たす施設が過半数あれば、他の施設・事業所が参加要件を満たしていなくても、ユニットを形成することは可能か。また、訪問介護事業所など定員がない事業所の場合は、どの様な対応をすればよいか。

(答)

- 対象施設・事業所については、「障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業の実施方法について」の2(3)アにおいて、「次の要件のいずれかを満たす施設・事業所が主として参加すること」を要件に、都道府県が認めることとしており、設問のようなユニット形成は可能である。
- 定員のない事業所については、例えば1か月の利用者数を目安にするなど、事業の趣旨が適切に実施されるよう都道府県で判断いただきたい。

問8 1つの事業所が複数のユニットに所属することは可能か。例えば、職員募集についてはAユニットに所属し、研修についてはBユニットに所属するといったケースが想定される。

(答)

- 典型的には、一つのユニットが、必要に応じて合同の職員募集や研修、人材交流を行うことが想定されるが、設問のようにユニットごとに特定の事業に特化して行う等の場合には、認めて差し支えない。

問9 公立の施設・事業所は対象となるか。

(答)

- 公立の施設・事業所が本事業に参画することを妨げるものではないが、一般に、自治体から運営費補助を受けている場合が多いことから、原則、補助対象外として取り扱うことが適当である。

問10 事業所間で、役割分担や超過事業費の負担割合等について、協定や覚書等で定める必要があるか。

(答)

- 事業実施後に不要なトラブルが生じないよう、必要に応じ定めていただきたい。

問11 コーディネーターを複数名配置することは可能か。

(答)

- 複数配置は可能だが、この場合においても補助単価に変更はないので留意されたい。

問12 都道府県社会福祉協議会にコーディネーターを配置し、ユニットの組織を試みたができなかった場合、コーディネーター配置に係る委託費は補助対象となるか。

(答)

- 本事業のコーディネーターは、事業所等への働きかけや調整、アドバイス等の機能を担うものであり、設問のような場合も補助対象から排除されないが、事業実施方法を含め、都道府県において十分検証されたい。

問13 事業実施に伴う人件費（コーディネーターを除く）及び事務費を委託費に計上してよいか。

(答)

- 差し支えないが、当該人件費や事務費は、補助単価「コーディネーター設置・活動経費」の中で対応されたい。

問14 各ユニットへの補助対象経費として、事業実施に伴い直接的に支出されるもの（講師謝金、会場賃借料、配布資料代等）以外に、ユニットを構成する事業所の管理的経費（事務機器レンタル代、事務補助アルバイト賃金等）を加えることは可能か。

(答)

- 本事業は、複数事業所の共同による事業の実施に要した費用に対し補助を行うもの

であり、その範囲内であれば対象経費とすることは可能である。

問15 研修内容に応じ、ユニット外事業所職員や近隣住民等が参加することは可能か。
また、その際、参加費を徴収することは可能か。

(答)

○ ユニットで実施する研修会に、ユニット参加事業所職員以外の者を参加させることは、事業の趣旨を損なわない範囲において可能である。その際、研修会参加費を徴収することも可能である。

問16 求人活動のみ実施するユニットや合同研修のみ実施するユニットへの補助は、可能か。

(答)

○ 可能である。

問18 共同で求人活動を行う場合、新聞広告等のメディアを利用して行う広告費を本事業の対象経費としてよいか。

(答)

○ 広報経費を対象とすることは差し支えないが、必要性や効果等を十分精査した上で対応していただきたい。